

貸出規約

(総則)

- 第1条 一般社団法人日本ゴールボール協会「以下、本会」では、ゴールボール競技の普及と啓発を図るため、ゴール及びボール、アイシェードの貸出規約を設けるものとする。
- 2 この貸出規約は、借用者(団体)がゴールボール用具の貸出申込(別添様式1号)を本会に提出した時点で、以下の「貸出契約」を結んだこととする。

(貸出条件)

- 第2条 ゴールボールの普及・啓発を目的とする体験会やイベント・教室等において、借用者(団体)が安全にゴールボール用具を使用することを条件とする。

(貸出可能物品および貸出代金)

- 第3条 (1) ボール 1個 :5,500円(税込)
(2) ゴール一式 1対 :110,000円(税込)
(3) アイシェード 無料(数量限定)

(貸出代金の優遇装置)

- 第4条 本会正会員については、貸出代金は半額とする。

(貸出期間)

- 第5条 原則1週間とし、それを超える場合は事前に相談することとする。

(貸出用具の搬送について)

- 第6条 第3条(1)(3)については、まずは本会より着払いにて宅配するものとし、返却の際は、元払いにて本会まで期日指定にて宅配するものとする。
- 2 第3条(2)については、借用者(団体)が搬送業者を手配することとし、搬出の際は本会の担当者が立ち合う。

(代金の支払い)

- 第7条 貸出用具の搬出に合わせて請求書を送付する。
- 2 請求書到着後14日以内に代金を支払うものとする。

(破損・紛失)

- 第8条 破損・紛失等が生じた場合、修理代金もしくは同等の製品の請求をする場合がある
- 2 請求が発生した際は、別途請求書を送付する。

(貸出用具使用による怪我について)

第9条 借用者(団体)の活動において、貸出用具の使用により、体験者または参加者に負傷者が生じた場合、本会はその責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第10条 下記のいずれかに該当すると判断した時は、通知の後、直ちに貸出契約を解除することができるものとする。

- (1) 申込内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 貸出用具を適切に使用できないと判断した場合
- (3) 本規定に違反した場合

2 上記理由により契約が解除された際は、借用者(団体)は直ちに貸出用具を返却し、解約によって生じた一切の損害ならびに債務を負担するものとする。

(附則)

第11条 この規約は令和4年4月1日より施行する。